

概 要 版

『第五次寒川町高齢者保健福祉計画』（案）  
パブリックコメント

平成23年12月  
寒 川 町

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定の概要</b>               |    |
| 1 計画策定の目的                        | 1  |
| 2 計画策定の背景                        | 1  |
| 3 法令等の根拠                         | 2  |
| 4 計画の位置付け                        | 3  |
| 5 計画の策定体制                        | 4  |
| 6 計画期間                           | 6  |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b>            |    |
| 1 人口構造                           | 7  |
| 2 介護                             | 9  |
| <b>第3章 計画の基本的方向</b>              |    |
| 1 基本理念                           | 11 |
| 2 基本目標（基本的な考え方）                  | 12 |
| 3 今期計画以後に検討すべき課題                 | 13 |
| 4 日常生活圏域の設定                      | 15 |
| <b>第4章 高齢者施策の推進</b>              |    |
| 1 基本姿勢                           | 16 |
| 2 健康保持・介護予防の推進（基本目標1）            | 16 |
| 3 高齢者生活支援施策の充実（基本目標2）            | 17 |
| 4 高齢者の社会参加の促進（基本目標3）             | 18 |
| <b>第5章 要支援者・要介護者施策の推進（基本目標4）</b> |    |
| 1 基本姿勢                           | 19 |
| 2 要支援者介護生活支援                     | 19 |
| 3 要介護者介護生活支援                     | 20 |
| 4 地域支援事業                         | 21 |
| 5 保険料の適正な算出                      | 22 |
| 6 支払負担の緩和                        | 24 |
| <b>第6章 計画の円滑な運営</b>              |    |
| 1 地域における支援体制の確立（基本目標5）           | 25 |
| 2 計画推進体制の整備（基本目標6）               | 26 |

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の目的

この計画は、寒川町にお住まいの高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています(老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第1項)。

## 2 計画策定の背景

### (1) 高齢化の進行

我が国の高齢化率は20%を超え、超高齢社会を迎えようとしています。高齢化の進展は、個人の生活とともに社会構造全般にも大きな変化をもたらし、年金、医療、介護等の従来のさまざまな社会保障システムの再構築が必要になってきています。介護保険制度の創設や高齢者医療制度の改正などは、それに対応するものです。

### (2) これまでの取り組み

町では、介護保険制度の開始とともに『第一次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成12年度～16年度)を策定し、これまでの高齢者保健福祉サービスに加えて、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるための仕組みづくりや対策を講じました。平成14年度に見直しを行い、『第二次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成15年度～17年度)を策定しました。

さらに、平成18年度からは、『第三次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成18年度～20年度)を策定し、「日常生活圏域」の設定、「地域包括支援センター」の創設、「地域密着型サービス」の整備、介護予防を目的とする「特定高齢者事業」「予防給付サービス」の推進等を新たな柱として施策を展開し、『第四次寒川町高齢者保健福祉計画』(平成21年度～23年度)ではそれをさらに推進してきたところです。

### (3) 本計画の基本的考え方

人口構成で大きな割合を占める「団塊の世代」が平成 25 年から平成 27 年までに高齢者となり、今後、高齢者人口は著しく増加することが予想されています。75 歳以上の後期高齢者人口も一層の増加が見込まれ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予測されます。特に、我が国ではすでに高齢化率が 20%を超え、平成 25 年には 4 人に 1 人が高齢者という社会を迎えると予想されており、各種高齢者施策の一体的推進が強く要請されています。

そこで、『第五次寒川町高齢者保健福祉計画』を策定し、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援等各サービスの提供の充実を図るものです。

## 3 法令等の根拠

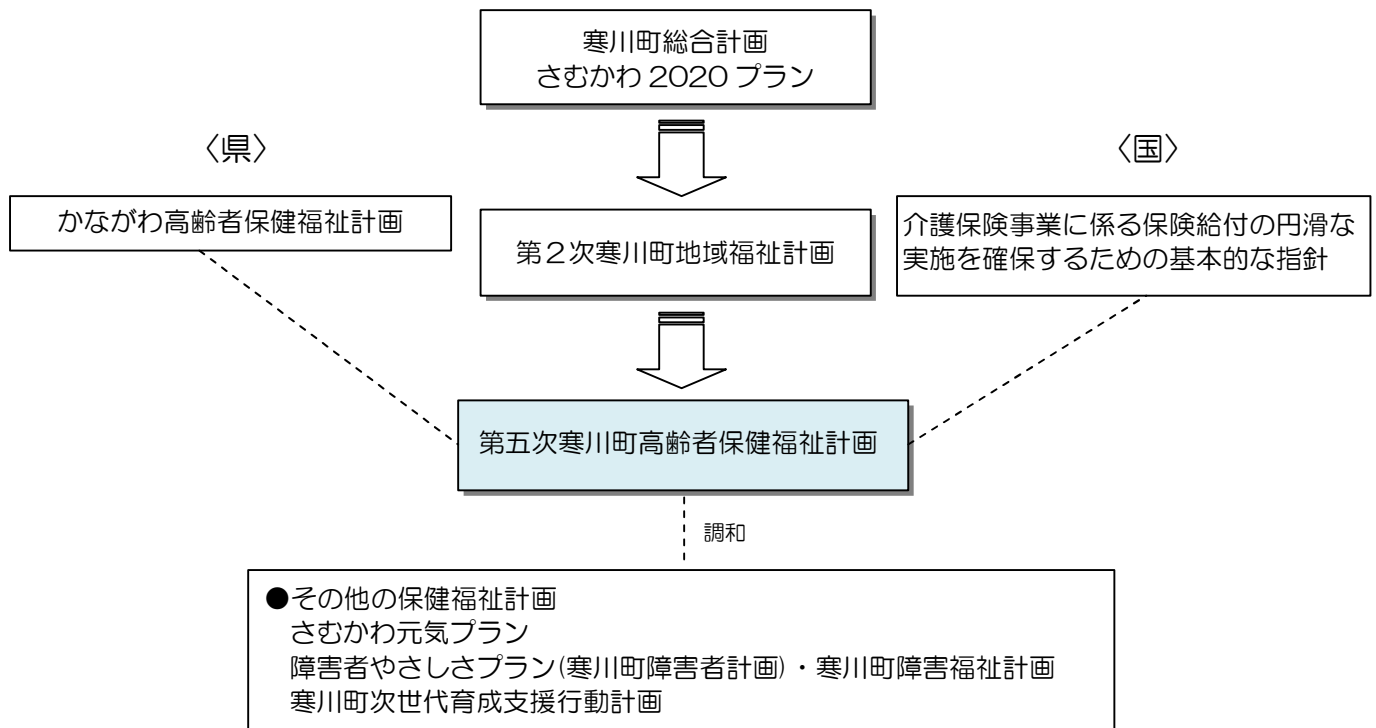
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づき策定する法定計画で、町では高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体化した計画としています。

## 4 計画の位置付け

改定にあたっては、『寒川町総合計画 さむかわ 2020 プラン』を基本とし(老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第4項)、町の保健福祉計画・関連計画、『第2次寒川町地域福祉計画』との調和を図るように努めました(老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第4項・第5項)。

また、厚生労働省の告示した『介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針』に従い(介護保険法第116条)、『かながわ高齢者保健福祉計画』との整合も図りました(老人福祉法第20条の9第1項、参照介護保険法第119条第1項)。

### 【第五次寒川町高齢者保健福祉計画の位置付け】



## 5 計画の策定体制

### (1) 計画策定体制の整備

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会において、計画の改定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。委員の構成については、幅広い意見を集約するため、学識経験者のほかに町民、医療・保健・福祉分野の関係者、地域団体代表者などから選考しました。

また、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、各課担当者との打ち合わせや調整を随時行いました。

|     | 開催日         | 議 題                                                                                                                                      |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成23年6月30日  | 1 正副委員長の選出<br>2 計画 第1章（案）について<br>3 寒川町の高齢者の状況について<br>4 介護保険制度見直しの方向性について<br>5 今後のスケジュールについて                                              |
| 第2回 | 平成23年11月2日  | 1 計画 第2章（案）について<br>2 計画 第3章（案）について<br>3 計画 第4章（案）について<br>4 計画 第5章（案）について<br>5 計画 第6章（案）について<br>6 計画 第7章（案）について<br>7 介護保険サービス事業者アンケート結果報告 |
| 第3回 | 平成24年1月(予定) | 1 計画書（素案）の検討<br>2 サービス見込み量・保険料の試算結果について                                                                                                  |
| 第4回 | 予定24年2月(予定) | 1 計画書最終案の承認について                                                                                                                          |

## (2) 計画策定への町民参加・町民への周知

より多くの町民の意見を計画に反映させるため、また、策定につき町民の周知を図るため、以下の方法を取り入れました。

### ① 実態調査の実施

町民の意向を計画に反映させるために、平成 22 年 11 月に、高齢者一般、要支援・要介護認定者、セカンドライフ予備軍を対象として、『第五次 寒川町高齢者保健福祉計画』策定のためのアンケート調査』を実施し、計画策定の基礎資料としました。

| 調査名          | 対象者                                          | 調査方法          | 調査期間                 | 回収結果                                |
|--------------|----------------------------------------------|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 高齢者一般調査      | 平成 22 年 11 月 1 日現在要介護・要支援認定を受けていない 65 歳以上の町民 | 郵送配付<br>郵送回収法 | 平成 22 年<br>11 月～12 月 | 配付数：500<br>有効回収数：400<br>有効回収率：80.0% |
| 要支援・要介護認定者調査 | 平成 22 年 11 月 1 日現在要介護・要支援認定を受けている町民          | 郵送配付<br>郵送回収法 | 平成 22 年<br>11 月～12 月 | 配付数：350<br>有効回収数：259<br>有効回収率：74.0% |
| セカンドライフ予備軍調査 | 平成 22 年 11 月 1 日現在 55 歳から 64 歳までの町民          | 郵送配付<br>郵送回収法 | 平成 22 年<br>11 月～12 月 | 配付数：500<br>有効回収数：358<br>有効回収率：71.6% |

### ② 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会への町民参加・審議会の公開

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会に、一般町民に公募委員として参加していただきました。

また会議の開催に際し、希望する町民に対しては傍聴定員の範囲内で傍聴を認めるとともに、会議の議事録や資料をホームページに掲載しました。

### ③ パブリックコメント手続きの実施

平成 23 年 12 月に、『第五次寒川町高齢者保健福祉計画素案』について、町施設での閲覧やホームページへの掲載を行い、素案に対する意見を町民から募りました。

## (3) 事業者調査の実施

平成 23 年 8 月に『介護保険サービス事業者アンケート調査』を実施し、計画策定の基礎資料としました。

| 調査名   | 対象者                                                | 調査方法          | 調査期間               | 回収結果                                |
|-------|----------------------------------------------------|---------------|--------------------|-------------------------------------|
| 事業者調査 | 平成 23 年 8 月 1 日現在、神奈川県内で事業を展開している事業者の中から、500 法人・団体 | 郵送配付<br>郵送回収法 | 平成 23 年<br>8 月～9 月 | 配付数：500<br>有効回収数：252<br>有効回収率：50.4% |

## 6 計画期間

この計画は3年を1期として定めることになっており、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とします(老人福祉法第20条の8第6項、介護保険法第117条第1項)。

なお、第五次計画期間中に、第六次計画の策定(見直し)に着手します。

### 【計画の期間と見直し】

| 年度  | 21年度  | 22年度 | 23年度 | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度      | 28年度 | 29年度 |
|-----|-------|------|------|-------|------|------|-----------|------|------|
| 計 画 | 第四次計画 |      |      |       |      |      |           |      |      |
| 見直し |       | 見直し  |      |       |      |      |           |      |      |
| 計 画 |       |      |      | 第五次計画 |      |      |           |      |      |
| 見直し |       |      |      |       | 見直し  |      |           |      |      |
| 計 画 |       |      |      |       |      |      | 第六次計画(予定) |      |      |



## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 人口構造

#### (1) 人口の推移

寒川町の総人口は、平成12年には減少しましたが、概ね増加傾向にあります。

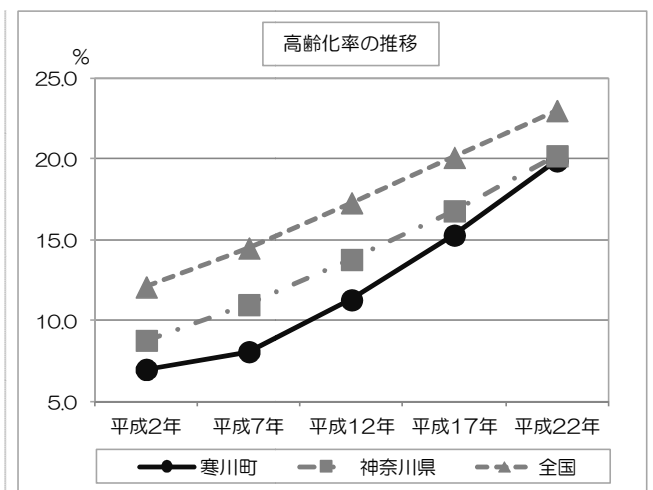
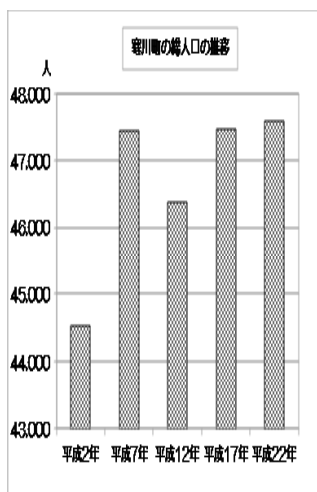
また、高齢化率は、国や県より低いものの、一貫して増加しており、平成22年には20%に迫る勢いを示しています。

【人口の推移】

| 区 分               |      | 平成2年        | 平成7年        | 平成12年       | 平成17年       | 平成22年       |
|-------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総人口（人）            | 寒川町  | 44,532      | 47,438      | 46,369      | 47,457      | 47,583      |
|                   | 神奈川県 | 7,980,391   | 8,245,900   | 8,489,974   | 8,791,597   | 9,049,500   |
|                   | 全国   | 123,611,167 | 125,570,246 | 126,925,843 | 127,767,994 | 128,057,352 |
| 高齢者人口             | 寒川町  | 3,104       | 3,840       | 5,242       | 7,243       | 9,481       |
|                   | 神奈川県 | 704,596     | 908,467     | 1,169,528   | 1,480,262   | 1,819,503   |
|                   | 全国   | 14,927,936  | 18,260,872  | 22,005,152  | 25,672,005  | 29,483,665  |
| 前期高齢者<br>(65～74歳) | 寒川町  | 1,907       | 2,351       | 3,339       | 4,602       | 5,929       |
|                   | 神奈川県 | 436,377     | 570,413     | 729,670     | 881,805     | 1,030,981   |
|                   | 全国   | 8,941,472   | 11,091,245  | 13,006,515  | 14,070,107  | 15,290,026  |
| 後期高齢者<br>(75歳以上)  | 寒川町  | 1,197       | 1,489       | 1,903       | 2,613       | 3,552       |
|                   | 神奈川県 | 268,219     | 338,054     | 439,858     | 598,457     | 788,522     |
|                   | 全国   | 5,986,464   | 7,169,627   | 8,998,637   | 11,601,898  | 14,193,639  |
| 高齢化率（%）           | 寒川町  | 7.0         | 8.1         | 11.3        | 15.3        | 19.9        |
|                   | 神奈川県 | 8.8         | 11.0        | 13.8        | 16.8        | 20.2        |
|                   | 全国   | 12.1        | 14.5        | 17.3        | 20.1        | 23.0        |

※1 国勢調査（町の平成22年度数値は住民基本台帳）

※2 各年とも10月1日現在



## (2) 人口推計

寒川町の人口は、第五次計画期間の平成 26 年までは引き続き微増していくと推計されますが、平成 29 年には減少していると推計されます。

その一方で、高齢者人口は大幅に増加すると推計されることから、高齢化率の伸びは加速し、県の高齢化率を上回ると推計されます。

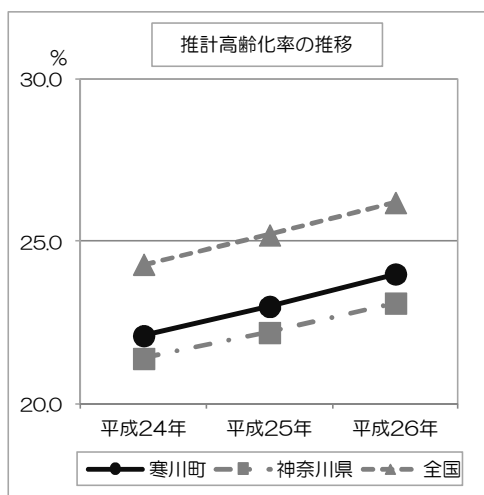
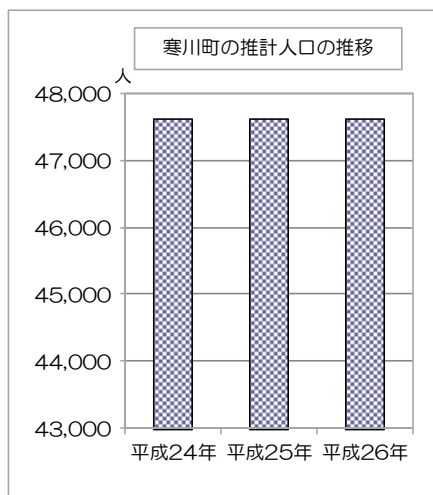
【人口の推計】

| 区 分     |                    | 平成 24 年     | 平成 25 年     | 平成 26 年     | 平成 29 年     |
|---------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総人口（人）  | 寒川町                | 47,600      | 47,607      | 47,614      | 47,304      |
|         | 神奈川県               | 9,104,646   | 9,133,207   | 9,157,746   | 9,208,054   |
|         | 全国                 | 126,605,000 | 126,254,000 | 125,862,000 | 124,456,000 |
|         | 高齢者人口              |             |             |             |             |
|         | 寒川町                | 10,501      | 10,954      | 11,407      | 12,287      |
|         | 神奈川県               | 1,944,171   | 2,030,304   | 2,113,810   | 2,270,474   |
|         | 全国                 | 30,745,000  | 31,852,000  | 32,943,000  | 34,977,000  |
|         | 前期高齢者<br>(65～74 歳) |             |             |             |             |
|         | 寒川町                | 6,433       | 6,646       | 6,859       | 6,849       |
|         | 神奈川県               | 1,061,031   | 1,107,460   | 1,153,874   | 1,165,866   |
|         | 全国                 | 15,483,000  | 16,164,000  | 16,938,000  | 17,406,000  |
|         | 後期高齢者<br>(75 歳以上)  |             |             |             |             |
|         | 寒川町                | 4,068       | 4,308       | 4,548       | 5,438       |
|         | 神奈川県               | 883,140     | 922,844     | 959,936     | 1,104,608   |
|         | 全国                 | 15,262,000  | 15,688,000  | 15,996,000  | 17,571,000  |
| 高齢化率（％） | 寒川町                | 22.1        | 23.0        | 24.0        | 26.0        |
|         | 神奈川県               | 21.4        | 22.2        | 23.1        | 24.7        |
|         | 全国                 | 24.3        | 25.2        | 26.2        | 28.1        |

※1 町・県は独自推計

国は『日本の将来推計人口(平成 18 年 12 月推計)-国立社会保障・人口問題研究所』

※2 各年とも 10 月 1 日現在の予測値



## 2 介護

### (1) 要支援・要介護認定者

#### ① 認定者数の推移

平成 21 年 4 月に要介護認定のばらつきを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われました。厚生労働省の検討会の中で認定調査の方法が見直されることになりましたが、対象者や関係団体等から「要介護度が下がるのではないか」「現実と乖離した要介護度判定が出るのではないか」等の不安が広がったため、さらに見直しが行われました。その結果、平成 21 年 10 月 1 日以降の申請から、新たな方法によって要介護認定が行われています。

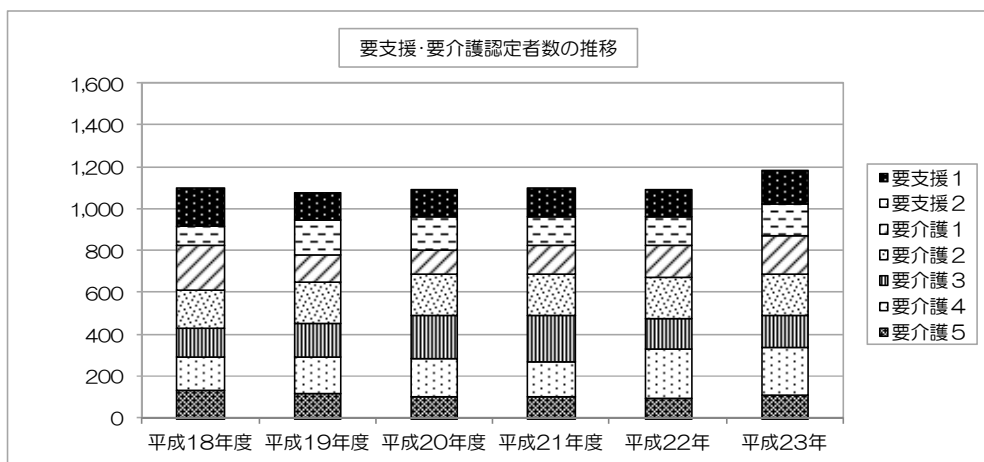
直近の実績である平成 23 年 10 月 1 日現在の町の要支援・要介護認定者数は 1,181 人でした。第三次計画がスタートした平成 18 年度以降、平成 22 年度までの間、多少の増減はありながらも、認定者数は、ほぼ横ばいの状況が続いてきましたが、平成 23 年度では対前年度比で約 8.1%の増加となっています。

【認定者数】

(単位：人)

| 区分    | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要支援 1 | 181      | 127      | 133      | 143      | 127      | 159      |
| 要支援 2 | 94       | 165      | 159      | 132      | 139      | 150      |
| 要介護 1 | 212      | 133      | 119      | 140      | 156      | 179      |
| 要介護 2 | 184      | 196      | 194      | 195      | 192      | 205      |
| 要介護 3 | 134      | 160      | 208      | 220      | 151      | 151      |
| 要介護 4 | 163      | 174      | 185      | 175      | 231      | 226      |
| 要介護 5 | 131      | 120      | 99       | 99       | 97       | 111      |
| 総数    | 1,099    | 1,075    | 1,097    | 1,104    | 1,093    | 1,181    |

\* 高齢介護課（各年 10 月 1 日現在）



## ② 認定者見込数

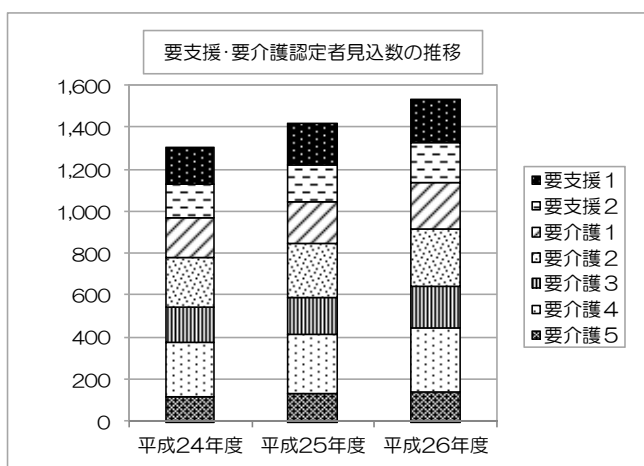
今後、町の高齢者人口は急速に増加すると推計されることから、認定者数についても、増加していくことが見込まれます。

また、①で述べた要介護認定の調査方法の一部見直しの影響により、町では要介護3の方が減少し、要介護4の方が増加する傾向がでました。要支援・要介護認定者数全体でも、要介護4の方が最も多く、全体の割合では約20%となっています。

【認定者見込数】 (単位：人)

| 区分   | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 要支援1 | 176    | 194    | 206    |
| 要支援2 | 162    | 175    | 185    |
| 要介護1 | 190    | 202    | 222    |
| 要介護2 | 236    | 255    | 279    |
| 要介護3 | 167    | 181    | 196    |
| 要介護4 | 257    | 283    | 309    |
| 要介護5 | 119    | 129    | 139    |
| 総数   | 1,307  | 1,419  | 1,536  |

\* 高齢介護課（各年10月1日現在）



## 第3章 計画の基本的方向

### 1 基本理念

平成 18 年度より始まった第三次計画においては、『寒川町総合計画さむかわ 2020 プラン』の重点プロジェクトに掲げる「すべての町民が生涯にわたり、いきいきと心身ともに健やかで、生きがいをもって住み続けられるようなまちづくり」を念頭に、基本理念を「健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ」としました。

この第三次計画は、平成 21 年度からの第四次計画を経て、平成 24 年度から始まる第五次計画までを一体とした中期計画として形成され、中期計画最終年度である平成 26 年度までの将来像を見据えて立てられた計画です。

高齢者が生涯にわたり健康で元気に生活できることがますます重要であり、また、これまで以上に高齢者のみの世帯が増加していくことを考えると、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域社会が支援していくことの重要性はさらに増していくと言えます。

したがって、本計画の基本理念は、引き続き

**健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ**

とし、高齢者が健康で、安心して、そして快適に暮らせる環境の形成をめざしていきます。

## 2 基本目標(基本的な考え方)

基本理念の実現のために、町では基本目標を、以下のように設定します。

### (1) 健康保持・介護予防の推進

いつまでも元気であるために、町民一人ひとりが主体的に自己の管理や生活の質を維持するための支援や、生活習慣病予防等の「健康づくり」を目的とした事業に積極的に取り組みます。

また、介護が必要な状態にはないものの、生活機能の低下が見られるなど将来介護が必要になりそうな人については、積極的に介護予防事業に参加していただき、健康づくりから予防まで一貫した取り組みをいっそう推進します。

### (2) 高齢者生活支援施策の充実

加齢に伴いさまざまな支障が生じても、高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるように、社会基盤の確立に努めます。とくに、高齢者人口の増加に伴い顕著になってきている、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、および認知症高齢者に対するケア対策を積極的に推進します。

### (3) 高齢者の社会参加の促進

明るく活力ある地域社会を築き上げるため、今後、社会において大きな割合を占める高齢者が、いきいきと社会参加することができるような仕組みを整えます。

### (4) 要支援者・要介護者施策の推進

高齢者が要支援・要介護状態になっても、その状態に応じて介護サービスを計画的に提供し、自立した日常生活を営むことができる体制を整備します。

### (5) 地域における支援体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域全体が支え合い、助け合っていく環境を作り上げることが不可欠となっています。その条件整備を積極的に推進します。

### (6) 計画推進体制の整備

高齢者が、十分な情報に基づいて、良質なサービスを利用できるように、サービスの円滑な提供を図ることに努めます。

### 3 今期計画以後に検討すべき課題

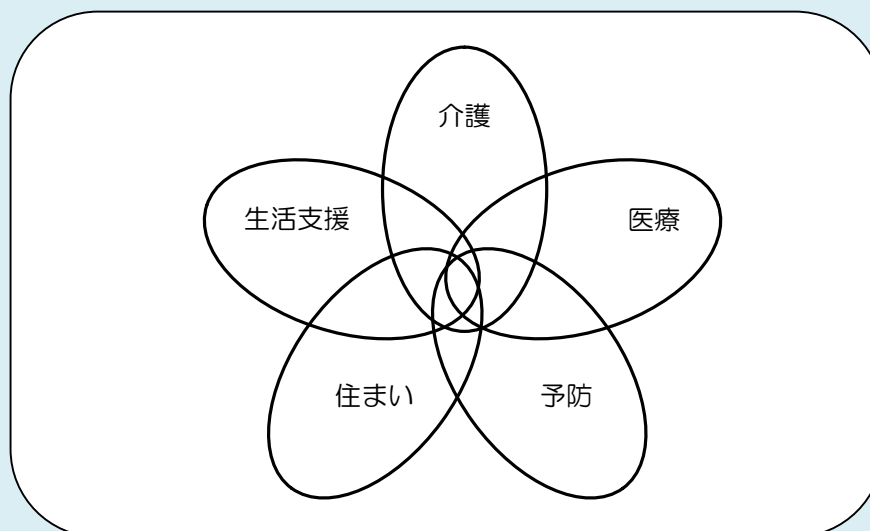
基本理念・基本目標を踏まえて、次の３点を今期計画以後に検討に取り組むべき課題として、施策の展開を図っていきます。

#### (1) 地域包括ケアシステムの整備

地域包括ケアシステムとは、在宅での生活上、安心・安全・健康を確保するために、医療・介護・予防・福祉等の様々な生活支援サービスが適切かつ迅速に提供される体制をいいます。

町では認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括支援センターを中心に、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアが十分に機能できるよう地域包括ケア体制の整備を推進します。

#### ■ 地域包括ケアシステムのイメージ



## （２）生活支援サービスの充実

介護保険法改正により、介護保険の地域支援事業に、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。町では、高齢者の生活支援サービスの充実を図るため、第五次計画期間に当該事業の導入等について検討を行います。

また、高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加が予想されます。認知症高齢者については、認知症の予防・早期発見・早期対策に取り組むとともに、認知症になった方の支援策や、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の普及を図り、また、ひとり暮らし高齢者が増えることにより、孤独死が懸念されるため各事業での安否確認や地域コミュニティの推進等を図り、認知症の方やひとり暮らしの高齢者を地域で支えるまちづくりに努めます。

## （３）介護サービスの充実

第四次計画期間では、高齢者が住み慣れた地域の身近なところでサービスを利用し、安心して暮らし続けていくことができるよう、地域密着型サービスの「小規模多機能型居宅介護」と「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の事業所整備を行いました。

今回の介護保険法改正では、地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」の２つのサービスが創設されたところです。

町では、ひとり暮らし高齢者や介護度の高い方などに対し、日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応が 24 時間行える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所整備を検討し、地域包括ケアの推進と在宅介護サービスの充実を図ります。



## 4 日常生活圏域の設定

### (1) 設定の趣旨

高齢者が家族・友人あるいは地域とのつながりを失うことなく生活を続けることができるよう介護保険事業計画では、『日常生活圏域』を設定することになっています。

この日常生活圏域は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」の中で、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。

したがって、この日常生活圏域を単位として、高齢者が必要とするサービス提供基盤整備計画の検討や「地域密着型サービス」の需給見込みの検討、地域包括支援センターの設置等を行うことになります。

### (2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定に関しては、次のような視点が求められています。

- ①日常生活圏域の面積等が、地域包括支援センターの活動範囲として適切であること。
- ②日常生活圏域内の高齢者数等が、地域包括支援センターの効率的・効果的な活動という観点から適切であること。
- ③公的介護施設の整備状況等から見て適切と判断されること。

なお、厚生労働省は地域包括支援センターの設置にあたり「おおむね（人口）2～3万人に1か所」という目安を提示しています。

この目安に照らすと、町内における地域包括支援センターの設置数は1～2か所ということになりますが、上記①の視点に関しては、町は東西2.9km、南北5.5kmと町域が狭く、河川等地理的条件によって生活圏が分断されているというような状況にもなく、②の視点からみても、町の高齢化率が全国と比べて低く、日常生活圏域を複数設定して町内を分断する必然性は低いものと考えられます。

また、日常生活圏域内の高齢者数は、地域密着型サービス等を提供しようとする事業者にとってそのまま市場規模を示すことになり、町内に日常生活圏域を複数作り分断すると市場規模が小さくなりすぎてしまい、需要を満たすだけのサービス提供事業者を確保できないという状況を招く可能性があります。

以上のことから、町における日常生活圏域数は第四次高齢者保健福祉計画と同様、町内全域を1つの日常生活圏域とし、地域包括支援センターの活動範囲と一致したものととして設定しました。

## 第4章 高齢者施策の推進

### 1 基本姿勢

町の高齢者が、いつまでも元気で、安心して、地域社会で生活することのできる環境を作り上げることに努めます。

### 2 健康保持・介護予防の推進（基本目標1）

健康づくりと介護予防を通じて、要支援・要介護状態に陥ることなく、高齢者がいつまでも元気な生活を維持するための環境を整備していきます。

#### （1）健康保持の推進

高齢者自らが生活習慣を見直し、自分の健康状態や生活に応じた健康づくりに取り組むことができるような環境を作り上げていきます。

- 健康診査（特定健康診査・特定保健指導・高齢者健康診査・健康診査）
- 訪問指導            ○骨粗しょう症予防事業            ○機能訓練（ことば）

#### （2）介護予防の推進

要支援・要介護状態に陥ることのないように、高齢者一人ひとりの状態に応じた予防策を講じていきます。

- 二次予防事業の対象者把握事業            ○二次予防時事業アクティビティ教室
- 一次予防事業対象者アクティビティ教室            ○健康トレーニング教室
- 生活支援型デイサービス運営事業            ○高齢者スポーツの振興

### 3 高齢者生活支援施策の充実（基本目標2）

要介護者も含めた高齢者やその家族が、日常生活に支障を来たすことなく、安全で不安のない毎日を送ることができる環境を整備していきます。

#### （1）日常生活の支援

不便を感じることなく、日々の生活を送ることができるように、高齢者の生活環境を整えていきます。

- |           |                  |              |
|-----------|------------------|--------------|
| ○給食サービス事業 | ○生活管理指導短期宿泊事業    | ○はり・灸・マッサージ  |
| ○治療扶助事業   | ○ねたきり老人等戸別塵芥収集事業 | ○寝具乾燥丸洗いサービス |

#### （2）安心・安全の確保

高齢者が、いかなる場合にも安心して生活ができ、様々な困難に直面しても安全に保護されることができるような体制を作っていきます。

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| ○老人保護措置事業（養護老人ホーム） | ○緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業） |
|--------------------|-------------------------------|

#### （3）認知症対策の推進

認知症の予防・早期発見・早期対策に取り組むとともに、認知症になった方の支援策の充実を図ります。

- |                                |                           |          |               |
|--------------------------------|---------------------------|----------|---------------|
| ○徘徊高齢者対策の充実（徘徊老人のためのSOSネットワーク） | ○認知症サポーター養成講座・認知症キャラバンメイト | ○認知症予防教室 | ○成年後見制度利用支援事業 |
|--------------------------------|---------------------------|----------|---------------|

#### （4）介護家族支援

介護家族の負担を補い、要支援者・要介護者とその家族が安心して日常生活を送ることができるように環境を整えていきます。

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| ○介護教室の開催（家族介護教室・認知症高齢者介護教室） | ○寝たきり高齢者等おむつ代助成 |
|-----------------------------|-----------------|

#### （5）住環境の整備

- 神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づく事業の推進

#### 4 高齢者の社会参加の促進（基本目標3）

高齢者が生活基盤を確保し、地域での交流を深め、自主的な活動を地域に広げていくことのできる環境を整備していきます。

##### （1）就業の支援

ライフスタイルに合わせた就業を支援し、健康で意欲的な生活の実現を図ります。

○寒川町シルバー人材センターの支援

##### （2）社会参加・交流の促進

高齢者の積極的な生き方を助長し、地域の活性化を促進するために、高齢者の社会参加や交流の機会を生み出すことに努めます。

○敬老金支給事業

○敬老会の開催

○世代間交流の推進

○生涯

学習の推進

○老人クラブの育成

○ふれあいセンターの管理運営

## 第5章 要支援者・要介護者施策の推進(基本目標4)

### 1 基本姿勢

介護保険法の基本理念である「自立支援」を徹底する観点から、要支援者・要介護者が、その状態を改善し、悪化を防ぎ、また、安心して生活を送ることができるように、要支援者には「予防給付」、要介護者には「介護給付」を実施します。

また、地域支援事業では、被保険者が要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業を実施します。

### 2 要支援者介護生活支援

要支援と認定された方には、以下のサービスを提供します。

#### (1) 介護予防サービス

要支援1及び要支援2の方を対象として実施される、生活機能の維持・向上を目的とした、自宅で介護予防を受けるサービスです。

○介護予防訪問介護(ホームヘルプ)      ○介護予防訪問入浴介護      ○介護  
予防訪問看護      ○介護予防訪問リハビリテーション      ○介護予防居宅療養  
管理指導      ○介護予防通所介護(デイサービス)      ○介護予防通所リハビリ  
テーション(デイケア)      ○介護予防短期入所生活介護      ○介護予防短期入  
所療養介護      ○介護予防特定施設入居者生活介護      ○介護予防福祉用具  
貸与      ○特定介護予防福祉用具販売      ○介護予防住宅改修      ○介護  
予防支援(介護予防ケアマネジメント)

#### (2) 地域密着型介護予防サービス

日々の生活を住みなれた地域で送ることができるよう、地域密着型サービスを提供します。これは、町が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供する介護予防サービスです。

【地域密着型介護予防の各サービスについては、P20の要介護者介護生活支援の地域密着型サービスを参照】

### 3 要介護者介護生活支援

要介護と認定された方には、以下のサービスを提供します。

#### (1) 居宅サービス

要介護1以上の方を対象として実施される、自宅で介護を受けるサービスです。

○訪問介護(ホームヘルプ)      ○訪問入浴介護      ○訪問看護      ○訪問  
リハビリテーション      ○居宅療養管理指導      ○通所介護(デイサービス)  
○通所リハビリテーション(デイケア)      ○短期入所生活介護      ○短期入所療  
養介護      ○特定施設入居者生活介護      ○福祉用具貸与      ○特定福祉  
用具販売      ○住宅改修      ○居宅介護支援(ケアマネジメント)

#### (2) 地域密着型サービス

日々の生活を住みなれた地域で送ることができるよう、地域密着型サービスを提供します。これは、町が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら要支援又は要介護と認定された方に提供するサービスです。

なお、平成24年度から、新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」の2つが地域密着型サービスとして創設されました。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護      ○夜間対応型訪問介護      ○認知  
症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護      ○小規模多機能型居宅  
介護・介護予防小規模多機能型居宅介護      ○認知症対応型共同生活介護・介護  
予防認知症対応型共同生活介護(予防は要支援2の方のみ)      ○地域密着型特  
定施設入居者生活介護      ○複合型サービス

#### (3) 施設サービス

要介護1以上の方を対象として実施される、施設に入所・入院して介護を受けるサービスです。

○介護老人福祉施設      ○介護老人保健施設      ○介護療養型医療施設

## 4 地域支援事業

地域の高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業で構成されます。

○介護予防事業      ○包括的支援事業      ○任意事業

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成24年度から、市町村の判断により地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援認定者及び二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守りサービス等を組み合わせて総合的に提供できる事業が創設されました。

当該事業を導入することにより、虚弱・引きこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入が可能になるとともに、介護予防や生活支援サービスの推進を図ることが可能になると考えられます。町では、高齢者の生活支援サービスの充実を図るため、第五次計画期間中（平成24年度から）に事業導入等について検討を行います。

## 5 保険料の適正な算出

### (1) 介護保険の財源

介護（予防）給付費は、半分が国、都道府県、市町村の負担による公費、半分が被保険者の介護保険料でまかなわれ、介護保険料は第1号被保険者（65歳以上の高齢者）と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の人口比で按分されます。

第1号被保険者における介護給付費に対する負担割合は、第四次計画では20%でしたが第五次計画では21%となり、第2号被保険者の同負担割合は、第四次計画では30%でしたが第五次計画では29%となります。

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出される基準額をもとに負担能力に応じた負担を求める観点から、課税状況などに応じて段階別に設定されています。

また、第2号被保険者の介護保険料は各健康保険など、その方が加入している医療保険の保険料算出方法に基づき決められ、保険者が徴収した介護保険料は社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから市町村に交付されています。

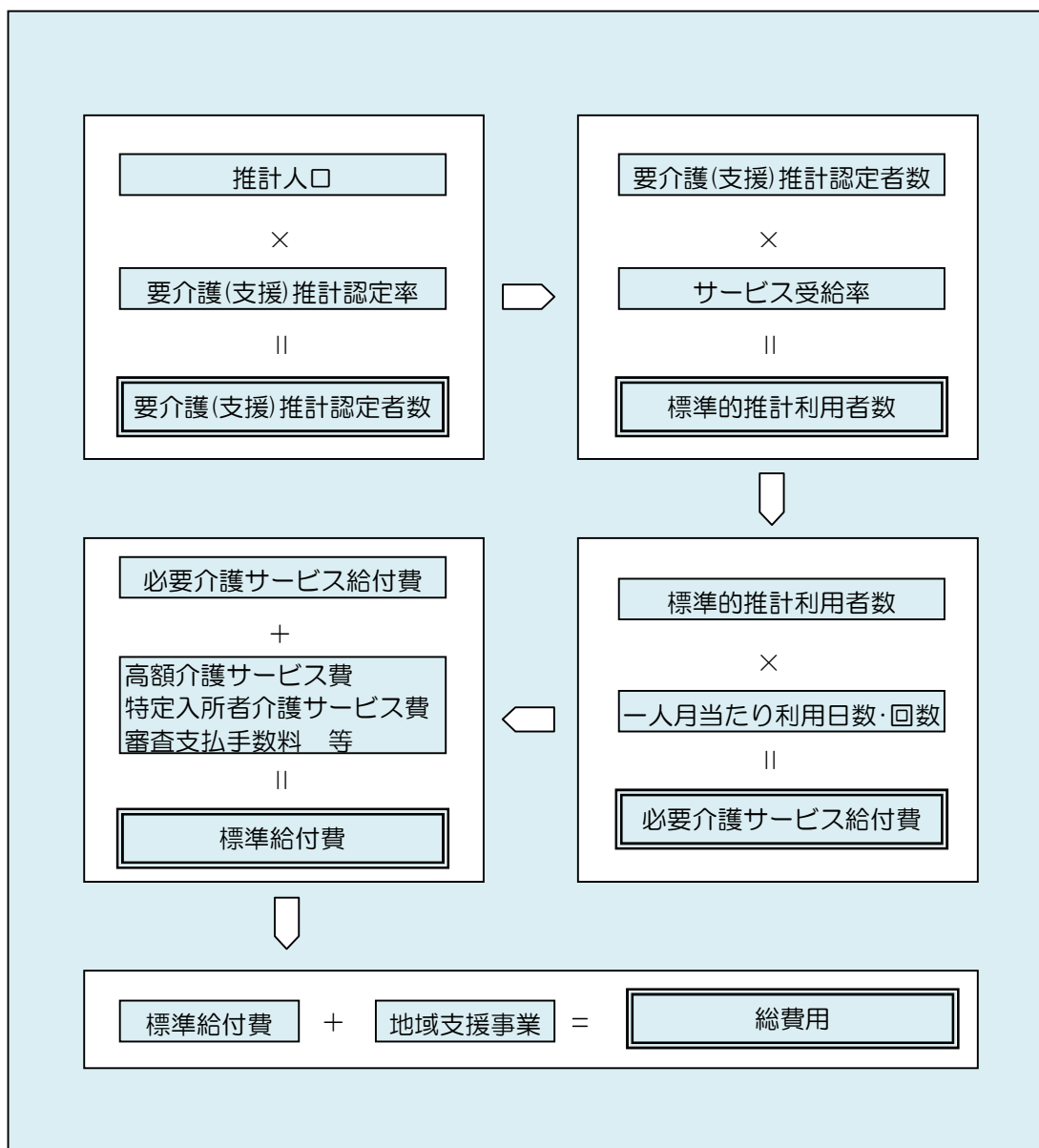
介護給付費における国、都道府県、市町村の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で異なり、居宅給付費では、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%で、施設等給付費では、国が20%、都道府県が17.5%、市町村が12.5%となります。

地域支援事業については、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業で異なり、介護予防事業では、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%で、包括的支援事業・任意事業では、国が39.5%、都道府県が19.75%、市町村が19.75%、第1号被保険者が21%で、第2号被保険者の費用負担はありません。



## (2) 介護保険料の算出

第1号被保険者の介護保険料の算出までの流れは、次のようになります。



## 6 支払負担の緩和

介護保険を利用される方等に対し、一定条件のもと支払負担の緩和を図ります。

- 介護保険料の弾力化
- 特定入所者介護サービス費
- 障害者ホームヘルプサービス利用対象者に対する訪問介護利用料減免制度
- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
- 高額介護（介護予防）サービス費
- 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

## 第6章 計画の円滑な運営

### 1 地域における支援体制の確立（基本目標5）

高齢者が、住みなれた家庭や地域のなかで、尊厳を維持しながら、安心して生活を送るために、地域社会で高齢者を支えていく仕組みを確立していきます。

#### （1）地域支援協力体制の整備

支援が必要な高齢者を地域全体で援助するための体制や活動を整備します。

- 民生委員児童委員活動事業
- 地域包括支援センター運営事業

#### （2）安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安全な生活を送ることのできるシステムの構築を進めます。

- 緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業）
- 徘徊高齢者対策の充実（徘徊老人のためのSOSネットワーク）
- 災害時要支援者支援事業
- 防災対策事業

#### （3）福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して外出できるように、まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

- 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン

## 2 計画推進体制の整備（基本目標6）

高齢者やその家族、地域社会、福祉・医療・保健関係者及び行政機関等が各々の役割を担い、進行管理等を通じて相互の連携をとりながら一体となって計画を推進していきます。

また、町の高齢者や家族がサービスを十分に活用できるよう、サービスの提供体制を整備するとともに、各事業の整合性及び連携の強化を図りながらサービスの円滑な提供に努めていきます。

### （1）情報提供・相談体制の充実

高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報を行きわたらせ、各種相談に応じることのできる体制を築きます。

- 制度の周知・広報等の充実
- 「介護サービス情報公表」のための情報提供
- 要介護認定に関する苦情処理
- 介護サービス等に関する苦情処理体制
- 介護相談員派遣実施事業

### （2）必要なサービス量の確保及び質の向上

高齢者やその家庭に対するサービス量の十分な確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

- 地域密着型サービスの整備（指定・監督）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み
- 事業者への立ち入り調査等の実施

### （3）円滑なサービスの提供

必要になれば直ちに十分なサービスが利用できるよう、手続きの迅速化及びサービス提供の適正化に努めます。

- 認定審査会委員研修の実施
- 認定調査員研修の実施
- 事務処理体制の充実
- 住宅改修支援事業
- 介護給付適正化への取り組み

### （4）庁内推進体制の確保

関係各課相互の連携を強化し、各種施策の総合的かつ効果的な実現を図ります。

### （5）委員会による点検

計画の実施状況の検証や評価分析等を毎年行い、効果的な取り組みを図ることとします。また、その内容については広く町民に公表します。

- 介護保険運営協議会

## **(6) 関係機関との協議**

この計画の円滑な遂行には、社会福祉協議会・民生委員児童委員・福祉・医療・保健関係者・警察等の関係機関との密接な連携が必要です。個々の問題についてはもちろん、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

## **(7) 国・県・他市町村との連携**

近隣市町村や県と密接に連携して、広域的取り組みの必要な事業を推進していきます。

また、高齢者を巡る諸問題について、他市町村や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化を図っていきます。

本計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めています。そこで、必要に応じて、県や国に対して各種の要望を発信していきます。